

府 消 委 第 号  
平成 30 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会  
委員長 高 巖

答 申 書

平成30年1月15日付け消制度第216号をもって当委員会に諮問のあった、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規律の在り方や行政の果たすべき役割等に係る方策について、下記のとおり答申する。

記

別添「公益通報者保護専門調査会報告書」で提言された事項について、その実現に向けてできる限りの努力を行うよう期待する。

法改正が実現した場合においては、現行法の内容及び改正法の内容について幅広く周知活動を行うこと、及び解釈の明確化が必要な点については逐条解説等において明確化を図ることなど、必要な取組を進めることが適当である。